

重要事項説明書

「ともだち光」 ご契約のお客様へ

本書面では光回線「ともだち光」の契約内容についてご説明いたします。十分に内容をご確認ください。

■「ともだち光」サービス提供事業者 株式会社 J・Bridge

■サービスの名称 ともだち光

■サービスの種類 光回線によるインターネット接続+Wi-Fi ルーター(レンタル)

■サービス概要 v6 プラス (IPv6 IPoE + IPv4 over IPv6) による光接続方式+Wi-Fi ルーター(レンタル)

※「v6 プラス」は日本ネットワークイネイブラーの登録商標です。

■サービスについて

ともだち光が採用する「v6 プラス」では速度遅延を起こしているボトルネックを解消する IPv6 IPoE + IPv4 over IPv6 の接続方式を採用しています。

■サービスプランについて

マンションタイプとファミリータイプの2種類があります。

初期費用・光回線月額利用料金・Wi-Fi レンタル料・工事費用・最低契約期間は【表 1】に記載されています。

■お支払のタイミングについて

	支払	請求書送信日	支払期日
初期費用	初月支払	初回：開通月の翌月 10 日頃	初回：開通月の翌月末
工事費用		2 回目以降：毎月 10 日頃	2 回目以降：毎月月末
光回線月額利用料金	毎月支払		
Wi-Fi レンタル料			

※工事費用は一括でのご請求となります。分割はできません。

■工事費用について

【表 2】に記載されている工事費用を一括でのご請求させていただきます。

※工事費用の分割はできません。

■Wi-Fi ルーターについて

Wi-Fi ルーターはレンタルサービスとなります。

お客様がレンタルする Wi-Fi ルーターは、株式会社 J・Bridge に所有権があります。解約の際にご契約期間が2年以上の方は、ご返却いただくなくても構いません。ご契約期間が2年未満の方は、株式会社 J・Bridge にご返却いただく必要があります。ご返却できない場合は、【表 3】に記載している Wi-Fi ルーター未返却代を請求させていただきます。

■ONU について

ONU は NTT 東日本、NTT 西日本のレンタル品です。お客様にレンタルする ONU は NTT 東日本、NTT 西日本に所有権があります。解約後は NTT から届く NTT 返却キットを使用し NTT 指定の返却先にご返却いただく必要があります。ご返却できない場合は、【表 3】に記載している ONU 未返却代を請求させていただきます。

■解約手続きについて

解約希望の前月末までに所定の解約申請をし、回線廃止手続きが完了した月がご解約となります。
 解約月も月額料金を含む全てのご料金がかかります（月の途中で解約されても料金の日割り計算は行いません）。また、回線廃止工事が完了するまで、ともだち光の解約手続きも完了しません。

■解約完了までの流れ

解約完了となるタイミングは回線の廃止工事によって異なります。

回線の廃止工事には「無派遣工事」と「派遣工事」の二通りの方法があり、お客さまのご利用環境によって、いずれかの工事となります。

いずれの廃止工事方法となるかは、ともだち光解約申請後 7 日程度でメールにてご案内いたします。

[A] 無派遣工事

ともだち光解約を申請された解約希望月の最短の月の下旬を目処に NTT 局舎内で遠隔で実施します。

別途 NTT から送付される「回収キット」に従って、ONU 一式をご返却ください。

※Wi-Fi ルーターは別途、お客様負担でご返却ください。

なお、回線設備の撤去をご希望の場合、「ともだち光サポートセンター」までご連絡ください。

[B] 派遣工事

お客さまのご利用場所に、工事業者を派遣し、回線設備の撤去を伴う廃止工事を実施します。お客さまの立ち会いが必要となります。

回線廃止工事日の日程などについて、弊社からご連絡いたします。

■契約解除料について

開通日を含む月を 1 ヶ月目として 12 ヶ月間が契約期間となります。契約期間中の解約に関しては、契約月数により、【表 3】の契約解除料としてご請求させていただきます。

【表 1】金額は、全て税込です。

サービスプラン	初期費用	光回線月額料金	Wi-Fi ルーターレンタル料	最低契約期間
マンションタイプ	3,300 円	4,730 円	550 円/月	12 ヶ月
ファミリータイプ		5,720 円		

【表 2】金額は、全て税込です。

工事パターン	工事費用	補足
工事担当者がお伺いする場合（派遣あり）	23,100 円	マンションタイプ・ファミリータイプどちらも同じ工事費用です。
工事担当者がお伺いしない場合（派遣なし）	4,400 円	

【表 3】金額は、全て税込です。

サービスプラン	契約解除料	無線 LAN ルーター未返却代	ONU 未返却代
マンションタイプ	月額 1 か月分 (13 ヶ月目以降は不要)	5,500 円	実費
ファミリータイプ		送料はご利用者様負担	

■ 「ともだち光」のご利用にかかわる注意事項

1. ご提供サービス

本サービスは、利用規約に基づき提供されるサービスです。

ご不明点等ございましたら、本書の末尾のご連絡先までお問い合わせ下さい。

2. 契約解除

本サービスはサービスプラン毎に最低契約期間があり、最低契約期間内に解約する場合は、【表 2】の契約解除料をお支払いいただきます。キャンペーン等、当社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は、最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間が開始するものとしします。

各サービスプランの最低契約期間経過後は、解約希望月の前月末日までに当社が別途定める方法によりをし、回線廃止手続きが完了した月が解約となります。

解約月も月額料金を含む全てのご料金がかかります（月の途中で解約されても料金の日割り計算は行いません）。

また、回線廃止工事が完了するまで、ともだち光の解約手続きも完了しません。

解約は、本書の末尾ご連絡先にご申告ください。

（例）解約希望日…4月末日 解約ご申告期限：3月末日

■ 初期契約解除制度

- ・本サービスは、初期契約解除制度の対象です。初期契約解除をされた場合、お客さまは違約金や損害賠償などを請求されることはありません。
- ・初期費用 3,300 円（税込）に関しましては、初期契約解除をされた場合でもご請求させていただきます。
- ・ご契約において発生した事務手数料および既に工事が実施された場合の工事費は請求いたします。
また、Wi-Fi ルーター又は ONU が到着している場合は速やかに弊社までご返却ください。1 ヶ月以内にご返却されない場合、Wi-Fi ルーター補償料：11,000 円（税込） / ONU 補償料：20,000 円（税込）を請求いたします。
- ・開通日から 8 日以内にメールにてご申告いただければ、初期契約解除制度を利用し、解約解除料が発生することなくご契約を解除できます。メールでご連絡頂きましたら、当社より申請書をお送りいたします。
申請書に必要事項記載後、PDF を本書の末尾ご連絡先にご申告ください。

3. 通信制限、速度制限等

- ・本サービスはベストエフォート型のサービスです。記載の速度は、理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。
- ・ベストエフォート型とは、最大速度および接続性について保証せず、可能な場合にのみ最大限の速度、品質で提供することを前提に、安価に高速なサービスを提供する方法です。ページ内に記載されている速度は技術規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境や回線の混雑状況等により、低下する場合があります。無線 LAN 機器をご利用する事により通信速度が遅くなる場合があります。
- ・下り最大速度 1Gbps は、フレッツ 光ネクスト ハイスピードタイプ/フレッツ 光ネクスト スーパーハイスピードタイプ単の場合の技術規格上の最大速度です。お客さまのご利用環境や回線の状況等により、速度は低下する場合があります。
- ・VDSL 利用時等、一部最大 1Gbps の速度が出ない場合があります。
- ・最大概ね 100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境（対応 LAN ケーブル、パソコン端末等）が必要となります。

4. お支払い

- ・個人のお客様

お支払い方法は、コンビニ払いとなります。マイペイメント（NTT インターネット(株)の提供サービス）にてお支払いいただきます。今後、お支払方法は順次追加予定です。本サービスの料金は、毎月1日から月末までのご利用分を、当該月の翌月末日までにご入金ください。

- ・法人のお客様

お支払い方法は、請求書払いとなります。口座振替等、今後 お支払方法は順次追加予定です。本サービスの料金は、毎月1日から月末までのご利用分を、当該翌月にご請求させていただきます。

（月末締め翌月末払い）

- ・当社指定の支払い期日までにお支払いが確認できない場合は、1 督促通知ごと 330 円（税込）の督促手数料や年 14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがございます。また、利用停止期間中のサービス利用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
- ・ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(本サービス以外も含まれます。)のうち、いずれかについて料金等をお支払いいただけない場合は、全てのご契約について利用停止または契約解除させていただくことがございます。
- ・初回の支払は初期費用、工事費用、光回線月額利用料金、Wi-Fi ルーターレンタル料の合算請求になります。
- ・2 回目以降の支払は光回線月額利用料金、Wi-Fi ルーターレンタル料の合算請求になります。
- ・契約開始月、契約解除月の月額料金は、満額請求となります。（日割り請求はありません。）

5. Wi-Fi ルーターの初期不良対応について

- ・Wi-Fi ルーターの初期不良の可能性がある場合、契約開始日より 8 日以内に末尾の問い合わせ先に早急にご連絡下さい。当社で初期不良が確認できた Wi-Fi ルーターについては、良品と(中古品の可能性あり)交換させていただきます。
- ・契約開始日より 8 日以内に当社サポートセンターまでご連絡いただかない場合は、初期不良を前提とした Wi-Fi ルーターの交換対応はできないことがございます。（通常の故障機器と同様、修理対応となります。）
- ・初期不良による機器の交換となった場合、所定の窓口まで Wi-Fi ルーターを発送いただきます。発送いただく際の送料はご契約者様負担となります。
- ・初期不良により Wi-Fi ルーターが交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は致しかねます。

6. Wi-Fi ルーターについて

- ・Wi-Fi ルーターは契約開始日を起算日として 6 ヶ月を保証期間とさせていただきます。
- ・故障につきましては、当社での修理の受け付けとなります。当社担当者へ故障状況をご申告下さい。
- ・受け付け後、当社担当者まで Wi-Fi ルーターを発送いただきます。発送にかかる費用につきましてはご契約者様負担となります。なお、ご契約者様からご申告の症状が確認できない場合は修理の受け付けは致しかねますので、あらかじめご了承下さい。
- ・ご契約者様の故意、過失等による故障の場合は、有償となり実費が発生致します。水濡れ、劣化、紛失、盗難に関しては保証対象外となります。
- ・Wi-Fi ルーターが修理または交換となった場合は、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は致しかねます。
- ・保証期間終了後の Wi-Fi ルーター故障修理については有償となります。

7. ご利用いただけないサービスについて

- ・「v6 プラス」では一部利用できないサービスがあります。
- ・すでに利用中もしくは今後、サービスのご利用を予定している方は「v6 プラス」はご利用いただけません。
- ・固定 IP サービス
- ・特定のプロトコル（PPTP、SCTP）を利用するサービス
- ・一部オンラインゲームなど、特定ポートを使用するサービス
- ・IPv4 グローバルアドレスを共有するネットワークでは利用できないサービス
- ・利用可能なポート番号、ポート数に制限があるため、外部へサーバ公開をお考えの方はご利用できません。

8. 回線の引越し（移転）・移設・回線タイプの変更について

- ・回線の引越し（移転）・移設・回線タイプの変更手続きにおいては回線工事費が発生します。【表 2】
- ・お申込み後に、工事日の日程などについてともだち光サポートセンターからお客さまへご連絡いたしますが、当社が定めた条件においてお客さまへご連絡が取れない場合は、お申込みをキャンセルします。
- ・回線工事日当日または前日のキャンセルはできません。
- ・お客さまのご利用環境によっては、ご希望の回線とならないことがあります。あらかじめご了承ください。

9. 他事業者へ変更する場合

- ・NTT の提供するオプションサービスについて、利用条件が変更になったり、サービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合があります。
- ・NTT の提供するオプションサービスを NTT と契約されている場合、変更先の光コラボレーション事業者へのお申し込み前に、必ずお客さまから NTT にご連絡ください。事前のご連絡がない場合、事業者変更の申し込みができません。
- ・NTT のオプションサービスをともだち光でご利用のお客さまで、変更先の光コラボレーション事業者が当該オプションサービスを提供していない場合は、NTT との直接契約となります。その際、別途初期費用がかかる場合があります。詳しくは、NTT までお問い合わせください。
- ・事業者変更と同時にともだち光を解約する場合、事業者変更日を含む月の末日に退会完了となります。退会完了月まで月額料金を含むすべての料金がかかります。
- ・ともだち光を解約されるお客さまが回線撤去工事を実施する場合、解約完了となるのは弊社が撤去工事完了を確認した月の末日となります。
- ・事業者変更をともなって解約される際、解約のお申し出が更新月の前月末までに行われていれば、事業者変更日が翌月になった場合でも解約違約金は発生しません。お申し出が「契約更新月・更新月以降」以外の場合は解約金【表 3】がかかります。契約更新月を確認したうえで、事業者変更をお申込みください。

10. その他

- ・月途中での契約及び解約の場合でも、月額料金は日割にはなりません。
- ・新規ご加入時は、開通月を含む月を 1 ヶ月目とします。
- ・開通は状況によりお時間を要する場合があります。

【ご連絡先】

〒102-0002 東京都足立区中川 1 丁目 7 番 23 号

株式会社 J・Bridge ともだち光 係

メールアドレス：biz@jbrg.jp

以上

Ver7